

令和 6 年

第 1 回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第 1 号

2月6日（火曜日） 南多摩斎場待合室 212、213号室

出席議員（10名）

1 番	五 間	浩	2 番	小 林	裕 恵
3 番	おぜき	重太郎	4 番	若 林	章 喜
5 番	いちち	恭 子	6 番	いいじま	文 彦
7 番	岩 佐	ゆきひろ	8 番	池 田	英 司
9 番	中 嶋	良 樹	10 番	谷	和 彦

出席説明員

管 理 者	石 阪	丈 一	副 管 理 者	初 宿	和 夫
副 管 理 者	阿 部	裕 行	副 管 理 者	高 橋	勝 浩
副 管 理 者	大 坪	冬 彦	監 査 委 員	福 島	基
会 計 管 理 者	今 國	隆 市			
八 王 子 市			町 田 市		
市 民 部 長	立 花	等	市 民 部 長	黒 田	豊
町 田 市			稲 城 市		
市 民 総 務 課 長	中 村	考 志	市 民 部 長	森	雅 代
日 野 市					
環 境 保 全 課 長	中 平	健 二 朗			

出席事務局職員

事 務 局 長	中 村	哲 也	主 査	大 野	達 司
主 査	西 山	裕 之	速 記 士	波 多 野	夏 香

2月6日（火）議事日程

午後 2 時開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸報告 | |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5 | 報告第 2 号 | 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第 6 | 第 1 号議案 | 南多摩斎場条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 第 2 号議案 | 南多摩斎場組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 |

- 第 8 第3号議案 令和5年度（2023年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第1号）
- 第 9 第4号議案 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計予算
- 第10 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午後2時 開会

○議長（五間浩） これより令和6年（2024年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（五間浩） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

6番 いいじま文彦議員

7番 岩佐ゆきひろ議員



○日程第2

会期の決定

○議長（五間浩） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。



○日程第3

諸報告

○議長（五間浩） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご報告申し上げます。

本年1月21日の八王子市長選挙におきまして初宿和夫市長が当選されましたので、組合規則第10条第1項の規定により、副管理者に就任されました。

次に、令和6年1月15日、管理者から令和6年（2024年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を2月6日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管

理者提出の議案6件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条の規定により、管理者に出席要求いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（五間浩） 事務局長の報告は終わりました。

それでは、このたび副管理者に就任されました八王子市の初宿和夫市長にご挨拶をお願いしたいと思います。

初宿副管理者。

○副管理者（初宿和夫） 皆様、こんにちは。八王子市長の初宿和夫でございます。

去る1月21日に投開票の八王子市長選挙で当選をさせていただきました。これからは当組合の副管理者として石阪管理者をお支えしながら、皆様方とも連携を取りながら務めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（五間浩） 初宿副管理者のご挨拶が終わりました。



○日程第4

報告第1号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の専決処分の承認を求めることについて

○議長（五間浩） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第1号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、規約の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年11月29日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

東京都市公平委員会の共同設置団体に「東京たま広域資源循環組合」が加入することに伴い、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき規約の変更について議会の議決を求められておりました。先方が求める期間に組合議会の開催が困難でしたので、令和5年11月29日に管理者において専決処分いたしております。

なお、加入予定日は令和6年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第1号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（五間浩） 日程第5、報告第2号を議題いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 報告第2号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条

第1項の規定によりまして、令和5年12月22日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和5年12月22日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものです。

内容につきましては、勤勉手当の支給率について、東京都人事委員会勧告を参考にして、支給月数を0.1月分引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数を現行の4.55月分から4.65月分に引き上げるものです。

また、給料表の給料月額及び初任給の額を増額するものです。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第2号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第2号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第6

第1号議案 南多摩斎場条例の一部を改正する条例

○議長（五間浩） 日程第6、第1号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第1号議案 南多摩斎場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、組織市民向けの火葬予約枠の確保及び安定した斎場運営に必要な財源を確保するため、火葬室の使用料を改正するものです。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本議案につきましては、死亡者が組織市民以外であった場合の火葬室の使用料を近隣市の公営火葬場と同程度に見直すものです。

具体的には、組織市住民以外の火葬室の使用料を12歳以上の方は5万円から8万円に、12歳未満の方は3万円から5万円に、胎児、改葬、身体の一部は2万円から3万円に改定するものです。

なお、施行日は令和6年（2024年）4月1日です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（五間浩） 日程第7、第2号議案を議題いたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 第2号議案 南多摩斎場組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、南多摩斎場組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

詳しくは、事務局長に説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、南多摩斎場組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

内容といたしましては、管理者等が当組合に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき、善意で、かつ重大な過失がないときは損害賠償の限度額を設定し、それを超える部分については免責するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

なお、本議案については地方自治法の規定により、監査委員へ意見を求めたところ、異議のない旨の回答をいただいております。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本

○日程第7

第2号議案 南多摩斎場組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第8

第3号議案 令和5年度(2023年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号)

○議長(五間浩) 日程第8、第3号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者(石阪丈一) それでは、第3号議案 令和5年度(2023年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算をそれぞれ1,228万円減額し、総額をそれぞれ3億788万2,000円とするものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(五間浩) 中村事務局長。

○事務局長(中村哲也) 第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

先ほど管理者が申し上げたとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,228万円減額し、総額をそれぞれ3億788万2,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、下段の歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第3款、衛生費につきましては、火葬炉化粧扉駆動装置を交換するため、修繕料を792万円増額する一方、火葬業務委託の契約差金等、委託料を2,020万円減額することにより、差引き1,228万円を減額するものでございます。

次に、上段の歳入予算でございます。

順番が逆で申し訳ございませんが、第4款、繰越金2,327万7,000円の増額は、令和4年度からの繰越金の確定によるものでございます。

この繰越金の確定と歳出の減額の差引きにより、第1款、分担金及び負担金を3,555万7,000円減額し、1

億8,534万3,000円とするものでございます。各組織市負担金の内訳は説明欄のとおりでございます。こちらは円単位で表記させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(五間浩) 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(五間浩) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(五間浩) これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第3号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(五間浩) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第9

第4号議案 令和6年度(2024年度)南多摩斎場組合会計予算

○議長(五間浩) 日程第9、第4号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者(石阪丈一) それでは、第4号議案 令和6年度(2024年度)南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,285万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料でございます。

歳出につきましては、火葬や式場に関わる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要をご説明いたします。

先ほど管理者が申し上げたとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億3,285万1,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金、項の1、負担金、目の1、負担金につきましては、組織市負担金として今年度当初予算と同額の2億2,090万円を計上させていただきました。各組織市負担金の内訳は、7ページの説明欄のとおりでございます。こちらは、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料1億1,077万2,000円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外火葬室使用料、式場使用料、霊安室使用料を計上したものでございます。

これらにつきましては、前回の議会でご報告させていただきました令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合事業運営計画及び、先ほどご可決賜りました改正後の南多摩斎場条例に定める火葬室使用料に基づき算出したものでございます。

同項、目の2、総務使用料67万円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入、項の2、雑入、目の1、雑入50万5,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万4,000円は、議長、副議長、議員に対する報酬でございます。

節の9、交際費3万円は、正副管理者、議員等に対する議長からの弔慰金でございます。

節の10、需用費14万7,000円は、議会運営に要する消耗品や議事録作成に要する費用でございます。

節の11、役務費10万3,000円は、議会時の筆耕翻訳料でございます。

続いて、第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,171万7,000円は、正副管理者、組合雇用の会計年度任用職員、及び行政不服審査会委員の報酬でございます。

節の2、給料から節の4、共済費までは派遣職員を含む組合職員4名の人件費等でございます。

節の8、旅費3万円は、事務局職員の出張旅費でございます。

節の9、交際費3万円は、副管理者、議員等に対する管理者からの弔慰金でございます。

節の10、需用費79万9,000円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証等の印刷製本費などでございます。

節の11、役務費48万円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び銀行振込手数料などでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

節の12、委託料840万7,000円は、町田市への会計事務委託料、公会計支援業務委託料、業務システム管理業務委託料など事務局業務の委託料でございます。

事務局内及び火葬場運行のためのシステムをより安定的に運用できるよう、サポート体制の強化を図ったことによる業務システム管理業務委託料の増額などにより、令和5年度より247万9,000円の増額となっております。

節の13、使用料及び賃借料204万1,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。事務局や待合室などで利用しているビジネスホン38台及び主装置の一斉交換が必要となったため、令和5年度より96万4,000円の増額となっております。

節の18、負担金補助及び交付金10万7,000円は、都市公平委員会負担金等でございます。

節の24、積立金71万4,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして職員給料の4%を積み立てるもので、併せて利子も計上しております。

同款、項の2、監査委員費、目の1、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

続いて、第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費1億5,582万1,000円につきましては、火葬及び式場運営に係る消耗品のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が4,638万7,000円、電気代や水道代などの光熱水費が2,006万4,000円ござい

ます。

また、修繕料8,637万円は、火葬炉設備に係る修繕費用のほか、施設・設備全体に係る修繕費を計上したものでございます。令和6年度は12基ある火葬炉のうちの6基について、火葬炉内の耐火れんが全ての積替えを行うため、修繕料が令和5年度より3,205万4,000円の増額となっております。

節の11、役務費12万1,000円は、建物総合損害保険料でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の12、委託料9,531万3,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理、運営に係る経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料3,168万円、総合管理業務委託料3,675万1,000円、庭園管理業務委託料1,102万3,000円などがございます。火葬業務委託料については、令和5年度に競争入札により3か年の長期継続契約を締結した結果、2,695万円の減額となりました。また、総合管理業務委託料については、令和6年度から3か年の長期継続契約を締結する予定ですが、人件費や物価上昇の影響から1,288万1,000円の増額を見込んでおります。

節の13、使用料及び賃借料473万9,000円は、電光表示板機器借上料等でございます。

節の17、備品購入費は老朽化した式場棟霊安室遺体保冷庫4台を更新するため660万円を計上いたしました。

第4款、予備費、項の1、予備費、目の1、予備費は100万円を計上いたしました。

なお、参考資料として、前年度との比較で主な増減科目、理由及び増減額をまとめた「令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計予算の概要」を添付いたしました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたしま

す。

これより表決に入ります。

第4号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（五間浩） 日程第10、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガスや集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の量を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するため実施するものでございます。

調査対象物及び調査項目は、排ガスにつきましても、ダイオキシン類、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫酸化合物濃度、窒素酸化物濃度を、集じん灰、残骨灰につきましても、ダイオキシン類の含有量を調査いたしました。

調査対象炉ですが、当斎場の火葬炉12炉のうち毎年計画的に2炉について実施しておりますが、今年度は2号炉と12号炉を調査いたしました。

調査日は、2023年11月28日、調査業者は、ユーロフィン日本環境株式会社東京事業所でございます。

調査結果は下段の表のとおり、ダイオキシン類については、排ガス、残骨灰において指針値・参考値以下となっておりますが、集じん灰については、2号炉及び12号炉において、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に規定する廃棄物焼却炉の処理基準値を準用した参考値以上となっております。

集じん灰とは電気集じん機に付着した灰のことで、このことにより有害ガスを大気中に放出させない仕組みとなっております。

排ガスにおけるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を参考値としたものでございますが、その結果、いずれも参考値を下回っております。

先ほど、集じん灰で参考値以上と申しましたが、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き副葬品の自粛の協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

5番 いちち恭子議員。

○5番（いちち恭子） ご説明ありがとうございます。ただいま集じん灰のみ参考値以上というご報告をいただきましたが、ここは、全体として見たときに参考値以上ということはどれほど環境に影響をもたらすものか。また、基準となる明確な法整備がないということで、すみません、言葉がちゃんと思い出せないんですが、大気汚染に関する法律で基準値に準ずるといいますが、このことに即して影響はないとお考えなのかを確認したいと思います。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） まず基準値のほうから申しますと、おっしゃるとおり、明確な規制の対象外だということで、参考としてダイオキシン類対策特別措置法施行規則に規定する排出基準を示したというもので、それについてどのような結果が出るかというところで測定をしておりますけれども、集じん灰について数値が基準を超えたということでございますけれども、集じん灰というのは排気する過程において電気集じん機、つまり汚れた気体の中に含まれている各種の微粒子を強力な電極でくっつけるもので、そこでくっついているということで、外側に排出する気体の中には有毒なものが含まれていないということで捉えております。

○議長（五間浩） 5番 いちち恭子議員。

○5番（いちち恭子） ありがとうございます。かみ砕いて申し上げますと、この集じん灰の中にダイオキシンは基準値以上のものが入っているけれども、大気中に排出はされていないという理解でよろしいです

か。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） おっしゃるとおりでございます。

○議長（五間浩） 5番 いちち恭子議員。

○5番（いちち恭子） ありがとうございます。市民の方からも環境に関する意識というのは年々高まっている面もございまして、また、この南多摩斎場が非常に稼働率が高く、そういった中で環境に関する影響に対してはこれからも丁寧な計測、そしてこのようなご報告をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（五間浩） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和6年（2024年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 五 間 浩

署名議員 いいじま 文 彦

署名議員 岩 佐 ゆきひろ